

環境関連商品（役務）取引 代表者殿



健康関連取引適正事業団

理事長 赤堀 真二

## 環境関連・戸別訪販会社向け新規加入のお勧め（事業内容の詳細）

（太陽光発電商品、住宅リフォーム又は、住宅関連商品等の関係）

拝啓 貴社ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

日頃は、事業団の活動に際しまして、ご理解ご協力を賜りお礼申し上げます。

さて、当事業団では、消費者トラブルの未然防止を目的として、問題が多大とならないように、常日頃、会員各位の指導、教育を重ねております。

そのような中、当事業団の自主行動基準が大阪府及び、東京都に公示（公開）され、全国の消費者行政（知事宛）及び、政令指定都市全てにも、当事業団の自主行動基準の届出（提出）をしており、特定商取引法の改正（平成21年12月1日改正）、都道府県消費生活条例並びに、関係法令などにより、「不招請勧誘の禁止」、「過量販売、多重販売の規制」、「政令指定商品、政令指定役務の廃止」、「罰則強化」などが規制され、当事業団においても消費者トラブル対策又は、消費者トラブル未然防止策に自主行動基準の改正を4年前に行いました。

貴社の事業発展及び、社員の安心のためにも、当事業団の事業活動にご理解頂けましたら、幸いです。

詳細は、当事業団の事業団概要又は、ホームページ「[www.aiweb.or.jp/kttj](http://www.aiweb.or.jp/kttj)」などをご覧下さい。

尚、関係機関に6ヶ月以内（消費者トラブルなどにより期間延長有り）は、当事業団の指導・教育期間（指導・教育期間は暫定準会員）である旨をご了解して頂く所存です。

是非、当事業団の消費者トラブル未然防止政策に賛同して頂き、当事業団の加入をお勧め致します。

最後に、消費者トラブル未然防止として、お役に立てる事業活動を推進する所存であります。 敬具

## 記

1. 加入後は、販売市場先を管轄する全ての消費生活センター、消費者行政担当課並びに、警察本部生活経済担当課（以下、関係機関という）へ新規加入の案内を送付して、当事業団の会員である旨を通知すると共に、関係機関との連携により消費者トラブルの未然防止を行います。  
また、年3回程度、関係機関に対して、会員の販売市場案内（定期巡回一部有）を送付致します。  
尚、指導・教育期間終了後、当事業団のホームページにおいても会員名簿（別段）に社名及び、営業拠点を掲載します。

・新規加入時又は、定期的な市場案内の送付

貴社の販売市場先を管轄する全ての消費生活センター、警察本部生活経済課などの関係機関に送付

2. 加入後、6ヶ月以内を指導教育期間（指導・教育期間は暫定準会員）として、新規加入会員先に出向き、消費者諸問題研修会を実施致します。（加入者は受講義務です。）  
また、研修会とは机上論ではなく、現場の営業社員諸氏と接しながら、質疑応答を含めた研修を行うことが肝心であると認識しております。  
当然ながら、営業活動が終了した夕方若しくは、夜間に研修会を行うことも可能です。  
但し、出張に伴う原価実費（公共交通費、宿泊を要する場合一部負担）は、ご負担して頂きます。  
（出張費用のご負担は、健取団H21-008号（平成21年2月1日現在）をご覧下さい。）

3. 加入後、営業社員全員に「販売員身分証明書」を直ちに（申請後）発行致します。

4. 随時、FAXにて、情報提供（指導通達・法令関係・健康関連及び環境問題の情報等）致します。
5. 法定書面、商品パンフレット、勧誘用チラシ並びに、消費者に配布する全ての印刷物に対して、特定商取引法、薬事法、景品表示法並びに、関係法令に抵触しないように、監修致します。  
また、監修作業は会費等で充当しておりますので、監修の度に数万円程度、徴収する団体等もあるようですが、当事業団は全ての監修料を一切徴収致しませんので、ご安心下さい。  
法定書面が不備な場合は、直ちに使用出来る法定書面（領収証、お申込売買契約書（各書面に個人情報利用目的のご案内を明示））並びに、配布義務書面（安心のしおり）を当事業団で完備し、原価供給しておりますので、ご安心下さい。  
尚、正会員の全ては当事業団の指定法定書面を安心して使用しておりますが、販売会社（員外）の多く又は、大半に違法書面（違反）、書面不備の違反（疑い）がありますので、監修が必要です。
6. 次の事項が発生した場合、現地へ出向き消費者トラブルの未然防止を行います。  
本対応は、過去25年以上に渡り実施しております。  
但し、出張に伴う実費（公共交通費、宿泊を要する場合の一部負担）のみご負担頂きます。  
（出張費用のご負担は、健取団H21-008号（平成21年2月1日現在）をご覧ください。）
- ① 消費者行政担当課又は、消費生活センターに消費者トラブルが発生した場合の立会い、同行。
  - ② 警察機関の営業現場介入後のトラブル処理又は、未然防止の為に外向く諸対応。
  - ③ 会員からの要請による消費生活センター訪問又は、臨時研修会の実施。
  - ④ 当事業団が消費者トラブルの未然防止が必要であると判断した場合、他、関連事項。
7. 年3回、総会（消費者諸問題研究会）を実施し、消費者トラブル未然防止に沿った会議及び、懇親会も実施致しますので、会員間の親睦、交流、情報交換、ビジネスにもお役立て下さい。  
また、総会内では、異業種・分科交流会を実施し、次の事項を目的とした交流会も開催致します。
- ① 会員から会員への取引を目的とした自社又は、自社商品（パンフレットなどの配布）のPR。
  - ② 会員から会員への情報提供（メリット情報）。
  - ③ 会員から会員への要望、要請又は、会員から事業団への要望、要請。
  - ④ その他の要望、要請など。
8. 当事業団の顧問弁護士による法律相談も会員待遇にて、相談出来ます。（相談のみは無料）  
また、従来の会員各位も気軽に当事業団の顧問弁護士に法律的解決を依頼しており、地域的に無理が生じる場合は、当事業団の顧問弁護士よりその地域で活躍されている弁護士をご紹介致します。  
尚、個別の顧問弁護士契約は月額5万円以上（当事業団の会費同等額）必要であり、顧問契約における審査などありますが、当事業団の正会員は一切必要ありませんので、多大な経費節減となります。
9. 2期以上、利益計上がある法人については、信販会社をご紹介致します。（加盟店審査有り）
10. ご不明な点は、ホームページの活動内容をご覧頂くか、当事業団までお問い合わせ下さい。

## ◎ 入会金（初回）及び、月額会費について

・会費等の内訳（定款第6条により）

- ① 入会金 52,500円（初回のみのご負担にて、返還義務無し）
- ② 会費 52,500円（月額会費にて、正会員は一律ご負担）  
（全ての諸対応が会費内に含まれます。）

◎ 平成23年5月1日現在、当事業団の全会員数は、59社となります。

社名、拠点などは、当事業団のホームページ (<http://www.aiweb.or.jp/kttj>) でご確認下さい。